

災害時には、早めの避難を！

# 避難情報・発令の対象エリア、 市が開設する避難所が分かりやすくなります！

平成30年7月豪雨災害の教訓から、「災害に強い岡山市」を実現するため、「避難情報の発令」「避難所の開設」について見直します。

問 危機管理室 ☎803-1082

## ①避難情報・発令の対象エリアの表示が分かりやすくなります

- ◆避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」）の発令は、災害の被害が想定される地域の「町丁目(例：大供一丁目)」で、表記します。
- ◆緊急速報メールでは、「○○地域」と発令します。

## ②市が開設する指定避難所（2019年度～）

避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」）が出された地域にある、

**市立小学校、市立中学校、公民館**（分館を除く）  
を**原則、同時に開設**します。

ただし、災害の種別（土砂災害、洪水、津波、地震）によっては、立地や耐震性など個々の施設の条件から安全性が確保できない施設は開設しません。

（ハザードマップで事前に確認できます）

収容人数に限られる公民館への避難は、体の不自由な方など避難に配慮が必要な方を優先に！

（例）大雨警報（土砂災害）、洪水警報の場合

土砂災害警戒区域の区域内にある施設 → ×開設しません。

洪水の浸水深が2M以上の想定区域にある施設 → ×開設しません。

災害時には、ご近所で地域で、声かけをして安全な避難を！



避難所に行くのが危険な場合は、屋内で安全を確保することも「避難」です。

